

県産農畜水産物等小ロット流通体制調査研究業務委託 に係る企画提案公募要領

1 趣旨

山梨県では、小ロットの県産農畜水産物等の生産や流通、活用の実態を調査し、流通モデルの作成および実証実験業務を実施するにあたり、企画提案公募により業務委託先の候補とする事業者を募集します。

2 企画提案を求める業務の概要

(1) 委託業務の名称

県産農畜水産物等小ロット流通体制調査研究業務委託

(2) 委託業務の内容

別紙「県産農畜水産物等小ロット流通体制調査研究業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

（採用された企画提案に基づき、業務内容は適宜調整する）

(3) 委託料上限額

金 6,820,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであることに留意すること。

(4) 業務委託期間

委託契約締結の日から令和8年12月28日（月）まで

(5) 業務の流れ

① 委託業務内容詳細の協議

採択された企画提案をもとに、業務の詳細や実施方法、実施スケジュール等について、県と受託事業者で協議し決定

② 業務の実施

受託事業者は、契約後遅延なく、①を踏まえて委託業務を開始

③ 実施報告

業務の実施結果を報告書にまとめ、県に提出（令和8年12月28日（月）まで）

3 企画提案に係るスケジュール（予定）

(1) 公募開始	令和8年4月27日（月）
(2) 企画提案応募資格確認申請書提出期限	令和8年5月11日（月）正午
(3) 質問受付期限	令和8年5月11日（月）正午
(4) 企画提案書提出期限	令和8年5月27日（水）正午
(5) 企画提案プレゼンテーション	令和8年6月 1日（月）予定
(6) 選定結果の通知・契約締結・事業着手	令和8年6月 2日（火）以降

4 参加資格

企画提案への参加を希望するものは、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってはその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」または「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税又は地方消費税、すべての都道府県税を滞納していない者であること。

5 企画提案の参加手続き

企画提案への参加を希望するものは、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 企画提案応募資格確認申請書（様式1）
- ② 誓約書（様式2-1）
- ③ 役員名簿（様式2-2）
- ④ 都道府県税に未納がない旨の証明書
- ⑤ 会社概要が把握できる書類（会社パンフレット等）

(2) 提出期限・提出方法

提出期限：令和8年5月11日（月）正午 まで

提出方法：持参※または郵送

※平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

平日とは、山梨県の休日を定める条例（平成元年3月27日条例第6号）に定める県の休日を除く日とする。（以下同じ。）

6 質問の受付

本企画提案及び仕様書に関する質問は、質問票（様式3）により提出すること。

(1) 受付方法 電子メール

(2) 受付期限 令和8年5月11日（月）正午 まで

(3) 回答方法

令和8年5月14日（木）までに、県ホームページ内の本業務募集ページにおいて公

開

※電話や口頭での質問には応じない。また、本企画提案に関係ない質問や本企画提案に公平性を保てないと判断した場合は回答しないことがある。

7 企画提案書の提出

(1) 提出書類

次の書類を1セットとし、次により提出すること。

①正本(1部)

ア 企画提案書かがみ(様式4)

イ 企画提案書(様式4-1)

ウ 見積書(任意様式・積算内訳を記載)

エ イ、ウの電子データ(副本の電子データも含む)

②副本(9部) ※企画提案者名が分からないように印刷したもの

①のうち、イ、ウ

(2) 提出期限・提出方法

提出期限：令和8年5月27日(水) 正午 まで

提出方法：持参*または郵送

※持参の場合の受付は、平日の午前9時から12時、午後1時から5時とする。

8 企画提案のプレゼンテーション審査

(1) 実施方法

本県職員及び外部委員から構成される企画提案審査委員会に対し、審査会場において、提出した企画提案書に沿って説明

(2) 実施日

令和8年6月1日(月) 予定

(3) プレゼンテーション時間

1者25分(うち説明15分以内、質疑10分を目安とする)

(4) 審査基準

別紙「県産農畜水産物等小ロット流通体制調査研究業務委託公募プロポーザル評価基準」のとおり

(5) その他

- ・プレゼンテーション当日の追加資料は不可とする。
- ・プレゼンテーションの日時等の詳細は、後日メールで通知する。
- ・提案に関して談合、提出書類の虚偽記載、その他の不正行為があった場合には、その者の提案は無効とする。

9 選定結果の通知・公表

企画提案があった者全員に審査結果を個別に通知するとともに、選定結果を山梨県のホームページで公表する。

10 契約に関する事項

上記8により選定された提案者を契約締結候補者として協議を行い、予算の範囲内で随意契約により契約を締結する。ただし、契約締結候補者と協議が整わず契約の見込みがない場合は、次点の者と契約に向けた協議を行うこととする。

また、企画提案書に記載された事項は、県が提示した仕様書と併せ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、業務の目的のため必要な場合には、一部修正又は調整等を行う場合がある。

11 その他

- ・企画提案及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨とする。
- ・提出された書類は、返却しない。
- ・企画提案に要する一切の費用は、企画提案応募者の負担とする。
- ・契約を締結するまでの間、本要領に定めた条件を満たさない事態が発生した場合には、契約を締結しないことがある。
- ・企画提案に関する説明会は行わない。

12 問い合わせ先（書類提出先・質問受付）

山梨県農政部 農政総務課 農政企画担当

住所 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（山梨県庁本館6階）

電話 （直通）055-223-1583

電子メールアドレス nousei-som@pref.yamanashi.lg.jp